

仕 様 書

本仕様書は、大阪市生野区役所が開催する、令和8年度生野区紫陽花まつり（以下「イベント」という。）の会場設営・撤去及び音響機器操作等の業務について適用する。

1 業務名

令和8年度生野区紫陽花まつりに係る会場設営・撤去及び音響機器操作等業務委託
(概算契約)

2 業務概要

会場設営・撤去、音響及び照明機器操作、司会及び進行、仮設電源設置

3 イベント概要

(1) 日時

令和8年6月14日（日）午前10時30分から午後3時（予定） 雨天決行

(2) 場所

生野区民センター（住所：大阪市生野区勝山北3-13-30）

(3) 内容

文化活動の成果発表の場を提供し、参加者間の交流を図り、生涯学習の取り組みや地域コミュニティ活動等の活性化、活気あるまちづくりの推進に寄与することを目的とし、出展ブース（飲食店・縁日）や屋内ステージ（音楽・舞踊等）を実施する。

4 業務内容

(1) 会場設営

令和8年6月14日（日）午前8時から午前9時までに、別表「設置品目一覧表（概数）」の準備物について、発注者の提示する図面【別図】に基づき設置すること。

(2) 会場撤去

令和8年6月14日（日）午後3時から午後3時30分までにイベント前の状態に回復すること。

(3) 音響及び照明機器操作等

別紙1「令和8年度生野区紫陽花まつりの音響及び照明機器操作等に係る特記仕様書」に基づき、音響機器の操作を行うこと。

(4) 司会及び進行

本市が作成する進行台本等に基づき、滞りなくイベントを運営・進行できるよう、

イベント司会等に関する十分な能力を有する司会者を開催時間中に配置すること。また、イベント当日までに事前打ち合わせ（1回）を発注者で行うこと。

(5) 仮設電源の設置、撤去

発注者の提示する図面【別図】のブース1～7に配線を行うこと。（最大 15m）

なお、(1)、(5)について、詳細な出展ブース等の配置等については契約後速やかに提供する。

また、出展ブース開始後の仮設電源の対応については、迅速に対応できる担当者を配置すること。

5 安全対策

設営・撤去作業にあたっては、生野区民センター利用者の安全に十分注意して作業を行うこと。

6 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等、関係法規・基準類等を遵守すること。

7 事前打合せ

受注者は、契約後直ちに次の事項について事前に打合せを行うこと。

- (1) 計画（配置・人員計画含む）
- (2) 概数の確定期限
- (3) 業務実施における注意事項
- (4) その他事業実施に必要な事項

8 提出書類等

- (1) 受注者は、設営、撤去にあたっては、現場責任者を配置し事前に発注者へ氏名を報告するとともに、委託した業務全般において円滑に遂行するため、発注者と調整を行うこと。

9 契約金額

- (1) 契約金額は、現場経費、現場消耗品費等、本業務を執行するために必要な一切の経費とする。
- (2) 受注者は、契約締結後直ちに「経費内訳書」の写しを「12 担当」あて提出すること。ただし、提出する「経費内訳書」は契約書内のものと同じとすること。
- (3) 支払は、受注者からの請求に基づき、履行確認後に一括で行う。

なお、気象警報の発令等によりイベントの一部又は全部を実施しない場合は、双方の協議のうえ出来高に基づいて支払額を決定する。

10 一括再委託等の禁止

(1) 本業務委託における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 4 業務内容(1)～(5)に記載する業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

11 その他

(1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については、本市の解釈によるものとする。

(2) 受注者は、仕様書に明示のない場合又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

12 担当

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

生野区役所地域まちづくり課

電話：06-6715-9734

令和 8 年度生野区紫陽花まつりの音響及び照明機器操作等に係る特記仕様書

1 履行場所

生野区民センター（住所：大阪市生野区勝山北 3-13-30）

2 履行日時

令和 8 年 6 月 14 日（日）午前 10 時 30 分から午後 3 時（予定）まで

3 従事人数

音響機器操作等 2 名

照明機器操作等 1 名

4 業務内容

（1）音響機器操作等

生野区民センター内に設置している音響機器を操作し、舞台出演者のプログラムに応じて、舞台演出に適切な音量・音質となるように音響操作を行うこと。

ア 操作機器

①YAMAHA MG24/14FX



②TASCAM



イ 操作場所

生野区民センター 2 階 照明室

ウ その他

（ア）ステージ内容は、CD 音源等の使用を想定しており、現在募集中のため未定である。

（イ）リハーサル日は令和 8 年 6 月 6 日（土）、6 月 7 日（日）の 2 日間とする。
両日とも午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分までとする。

（2）照明機器操作等

生野区民センター内に設置している照明機器を操作し、舞台出演者のプログラムに応じて、舞台演出に合った照明操作を行うこと。

ア 操作機器

株式会社松村電機製作所 F103



イ 操作場所

生野区民センター 2階 照明室

ウ その他

リハーサル日は令和8年6月6日（土）、6月7日（日）の2日間とする。

両日とも午前9時30分～午後5時30分までとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の生野区役所総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

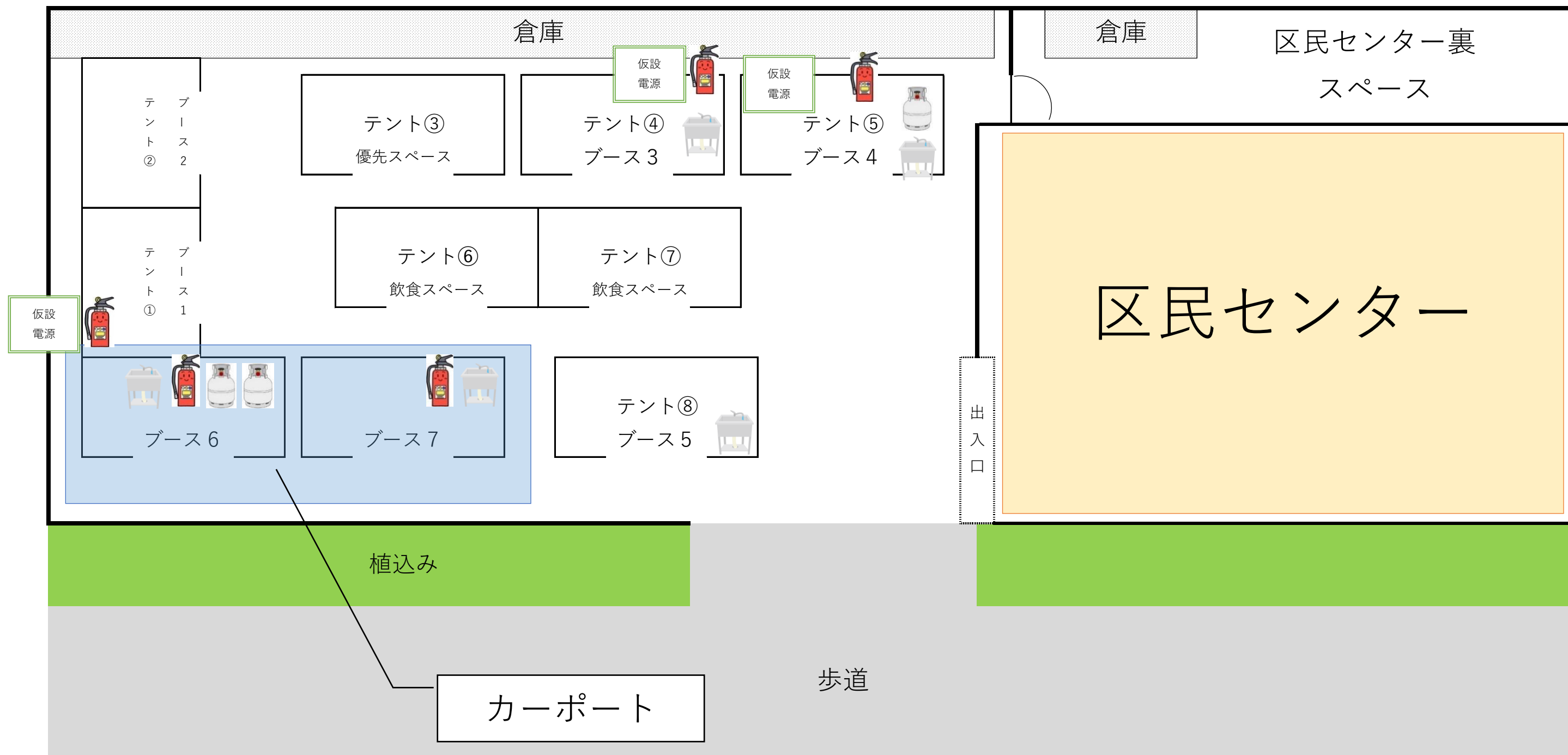
受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

北

別図



物品名	個数
消火器	5本
プロパンガス	3本
簡易手洗いシンク	5台
仮設電源 (2.8KVA程度のもの)	3台

設置品目一覧表（概数）

【別表】

名 称	規格（仕様）	数 量	単 位	配置場所
消火器	参考品：ABC10型	5	本	別途指示
プロパンガス	5kg	3	本	
簡易手洗いシンク	一層、給水タンク（40L以上）、シンク、排水タンク（給水量と同等）	5	台	
仮設電源	2.8KVA程度のもの、防音型	3	台	

経費内訳書

令和 年 月 日

名称	合計金額		備考
4 業務内容（1）会場設営、 （2）会場撤去、（5）仮設電 源の設置、撤去	概数	円	
	固定	円	
4 業務内容（3）音響及び照明 機器操作等	固定	円	
4 業務内容（4）司会及び進行	固定	円	
業務委託料総額（税抜）		円	/
消費税及び地方消費税相当額		円	/
業務委託料総額（税込）		円	/

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

記	
事業名称	令和8年度生野区紫陽花まつりに係る会場設営・撤去及び音響機器操作等業務委託（概算契約）
契約終了日	令和8年6月14日（日）
履行場所	生野区民センター